

育児休業等の取得に関する情報の公表について

■公表の趣旨

社会福祉法人友愛十字会における育児休業等の取得に関する情報について、「育児・介護休業法」及び関連省令に基づき、以下のとおり公表します。

■公表内容

育児休業等の取得数及び取得率（令和 7 年度）

	取得対象者数 A	取得希望者数 B	取得者数 C	取得率 D(C/A)
全労働者	15	14	14	93.3%
男性労働者	3	2	2	66.7%
女性労働者	12	12	12	100.0%

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・育児休業(産後パパ育休を含む)
- ・法第 23 条第 2 項(3 歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務)又は第 24 条第 1 項(小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務)の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

■問合せ先

社会福祉法人 友愛十字会 男女共同参画委員会 TEL：03-3416-3164（代表）